



行政文書一部公開決定通知書

31 観名保第 201 号  
令和 2 年 3 月 18 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関  
名古屋市長 河村 たかし



令和2年2月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1 天守閣の耐震性にかかる打合せ (市之瀬教授打合せ) 2 平成 28 年 10 月 19 日 意見聴取時 市之瀬先生発言の要旨 3 天守閣の耐震性にかかる打合せ (勅使川原教授打合せ)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 2 年 3 月 23 日	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧                      ② 写しの交付                      3 視聴		
行政文書の一部を公開しない理由	<p>名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するため、非公開とする。</p> <p>非公開箇所には、天守閣の耐震性にかかる有識者と本市職員の間断的な議論・検討、未成熟な意見に係る情報が記載されている。</p> <p>当該情報について公開されることが前提となると、当該議論・検討の意見交換に加わる者が、いわれなき非難を避けようとしたり、各々の立場等に拘束されたりすることで、多様かつ自由な意見が現れなくなり、円滑な議論・検討が損なわれるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため。</p> <p>また、名古屋市による意思決定においては、有識者との率直な意見の交換が必要であるところ、当該情報が公開された場合、中間的な議論・検討の段階において、外部からの干渉、圧力等を受けることにより、適切な意思決定ができなくなるおそれがある。</p> <p>したがって、当該情報は、市における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、非公開とする。</p>		
備 考	<p>&lt;決定を行った所管課・公所&gt; 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488</p>		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
  - 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。



市之瀬

- 3次診断は評価が低くなる傾向もある。
- 入場制限を行う緊急性まではないと考えられ、ソフト面の対応

$$\frac{0.51 \times 0.56 (\text{SD 指標})}{\text{低減係数}} = 0.28$$

参考

【2次診断】

Is 値	Ct・Sd 値
0.28	0.09
0.60	0.12
0.45	0.09
0.52	0.42
0.44	0.36
0.39	0.31
0.35	0.28
0.37	0.30

0.6 以上

0.28 以上

【3次診断】

階	Is 値	Ct・Sd 値
7	0.14	0.07
6	0.18	0.09
5	0.25	0.09
4	0.38	0.16
3	0.30	0.12
2	0.35	0.14
1	0.31	0.12
B1	0.24	0.08

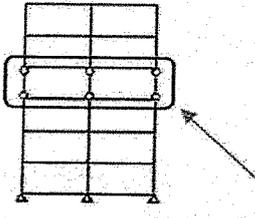
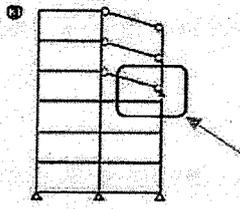
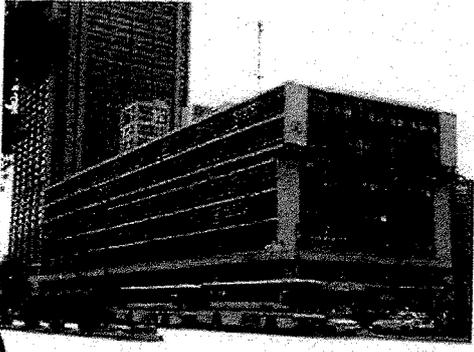
0.6 以上

0.28 以上

平成 28 年 10 月 19 日 意見聴取時 市之瀬先生発言の要旨

- 3 次診断は [redacted] (低く評価される) ことがある [redacted]
- 天守閣においては、入場禁止の必要性について判断する観点から考える [redacted]
- 2 次診断、3 次診断の結果を比較すると柱が強いことが分かる [redacted]
- [redacted]
- [redacted]

【参考】階が潰れるのは下記の 2 パターン

層崩壊	局部崩壊
 <div data-bbox="507 958 785 1131" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     特定階の柱の上下端部全てが曲げ破壊した時                 </div>	 <div data-bbox="1104 1003 1375 1131" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     柱・梁でせん断破壊が生じた時                 </div>
<p>【市之瀬先生コメント】</p> <p>天守閣の診断結果の 2 次診断、3 次診断の結果を比較すると 2 次診断の数値が高い。これは梁に比べて柱が強いことを示しており (裏面参考)、この結果から層崩壊に至る可能性は高いとは言えない。</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p>	<p>【市之瀬先生コメント】</p> <p>[redacted]</p> <p>[redacted]</p>
<p>【層崩壊】</p> 	<p>【局部崩壊】</p> 

## 【既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 抜粋】

一方、2次診断と現行の3次診断は、上記の関係(screening)とはやや異なることに注意する必要がある。前述のように2次診断よりも3次診断の信頼性が高いのは構造物で実際に梁降伏型や耐震壁の回転降伏が生じる場合であるが、特に古い建物では、このような建物は少なく、被害例などもほとんどない。したがって、3次診断を行えば、より結果が精密になって判定の精度が向上する、とは必ずしもいいきれない。当面は、古い建物を対象にする場合は、必要に応じて3次診断的な考え方を援用して、2次診断を主体に適用することでも十分であろう。精度を向上させるための当面の課題は、2次診断レベルでもまだ数多く残されており、柱や壁のせん断耐力、靱性評価法、弾性応答と塑性応答の関係式、軸力保持能力の判定、形状指標や経年指標の算定法なども改良の余地がある。

そこで、3次診断の活用法であるが、2次診断と3次診断をどちらも実施すれば、層降伏になる可能性を評価することができる(付録参照)。簡単にいえば、3次診断による強度指標に対して2次診断による強度指標に余裕があればあるほど、層降伏にはなりにくい。このことを踏まえて、補強計画などに反映させるのがよい。すなわち、柱補強によりこの余裕度が過大になる場合は、梁補強なども検討する必要がある。

### (c) 第3次診断法

第3次診断法では、保有性能基本指標  $E_0$  指標は、フレームの降伏形、壁の基礎回転なども考慮して算出される。 $S_p$  指標ならびに  $I$  指標は第2次診断法と同様に算出する。建物の特性が第2次診断法より更に詳細に検討されるが、現在の第3次診断法では構造物の崩壊モード(柱降伏か梁降伏か、あるいは壁がせん断破壊か曲げまたは回転降伏か、など)が診断で仮定するモードと実際の地震動に対する応答でも同じになることを条件にして算定される。したがって、第3次診断法が第2次診断法よりも信頼性が高くなるのは、構造物で確実に梁降伏型や回転降伏が生じる場合などである。しかし、これらの降伏機構は、計算上生じると判定されても、実際にそのような挙動になることが保証しうる建物は、さまざまな不確定要因が影響して、意図的に注意深く設計された建物を除いてむしろ稀である、という経験的事実にも注意する必要がある。 実際、地震被害でも梁降伏型や壁の回転降伏の降伏機構が生じたと推定される建物の比率は極めて小さい。

#### 「さまざまな不確定要因」

梁の強度を安全側(低め)で評価、実際には梁の強度にはスラブの効果が作用するなど

天守閣の耐震性にかかる打合せ

日 時	平成 28 年 10 月 13 日 (木) 午後 6 時～7 時 30 分
場 所	名古屋大学大学院環境学研究科 ES 総館 5 階研究室
対 応	名古屋大学大学院環境学研究科：勅使川原 正臣 教授
	名古屋城総合事務所：加藤、渡邊

	【内 容】
名古屋城	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天守閣の耐震診断結果 <math>I_s</math> 値 0.14 についての危険性、対応の緊急度についてご意見を伺いたい。</li> </ul>
勅使川原	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断結果の <math>I_s</math> 値 0.14 は、耐震診断基準に従い第 3 次診断法により行った妥当なもの。</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・耐震診断は、2 次診断結果及び 3 次診断結果を総合的に考えるものでありどちらか片方で判断するものではない。</li> <li>・ [REDACTED]</li> </ul>
名古屋城	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <math>I_s</math> 値が 0.14 であることへの対応方法として、ソフト対策か入場禁止かどちらの対応をすべきか意見を伺いたい。</li> </ul>
勅使川原	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ [REDACTED]</li> <li>・ 7 階の耐震性能が低いので今のままでは入場禁止すべきと考えるが、鉄骨ブレース等の補強により <math>I_s</math> 値を大きくし、危険性を低減することが可能と考えられる。</li> </ul>

参考

【2次診断】

Is 値	Ct・Sd 値
0.28	0.09
0.60	0.12
0.45	0.09
0.52	0.42
0.44	0.36
0.39	0.31
0.35	0.28
0.37	0.30

0.6 以上

0.28 以上

【3次診断】

Is 値	Ct・Sd 値
0.14	0.07
0.18	0.09
0.25	0.09
0.38	0.16
0.30	0.12
0.35	0.14
0.31	0.12
0.24	0.08

0.6 以上

0.28 以上

階  
7  
6  
5  
4  
3  
2  
1  
B1